

第16回警察庁会計業務検討会議（契約案件の審議）概要

※本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面にて行ったものである。

〔案件 1〕 中型ヘリコプター（Ⅳ型）（会計課）

【委員】 同時期に小型ヘリコプターなど他のタイプのヘリコプターも契約されている。他のタイプは応札者数が2者なのに、なぜ中型ヘリコプターのみ1者なのか。他のタイプは複数の有力候補があった一方で、中型ヘリコプターについては落札業者のもの以外に有力候補がなかったということか。

【回答】 警察庁が保有する航空機は民間用ヘリコプターであるが、民間用ヘリコプターは座席数8～15名のタイプが主体である。一方、当該中型ヘリコプターの仕様で要求する座席数22名以上のタイプは軍用ヘリコプターが主体であり、民間用ヘリコプターは3機種に限定される。その3機種の中で、今回落札した機種以外の2機種については、機体価格が高額であること等から、一般競争で落札できる可能性が低いと各取扱業者が判断したものと料する。

【委員】 その場合でも、より効率的な調達のための努力ができる余地はなかったか。

【回答】 今回調達した中型ヘリコプターは、警視庁に配備して、本土から800 km以上離れた小笠原諸島等の離島における災害、突発事案発生時に迅速に対応するため、航続距離800 km以上、座席数22席以上を必要とする特殊な仕様の機体である（警察用航空機で座席数22席以上の機体は当該機を含めて3機のみ）。応札者数を増やすためには、この仕様を大幅に緩和して座席数を15名以下にするしかないが、これにより離島等における任務遂行に大幅な制約を受けることになるため、期待される効果を発揮できない。

【委員】 仕様を緩和することができない旨は了解した。ただ、同じ仕様であっても、例えば価格の引き下げ交渉をすることなどによって、効率的調達を図る余地はなかったか。

【回答】 契約手続の性質上、価格の引き下げ交渉は困難であるが、今後は、一者応札となった今回の教訓を踏まえて、運用上の要求性能との整合を図りつつも最大限の仕様の緩和に努めるとともに、早期から関係業者への声掛けを行って入札参加を促すことにより応札業者を増やし、業者間の価格競争による調達価格の低減を図る等、より一層の効率的な調達に努めてまいりたい。

【委員】 求める仕様のレベルが高いので、入札に応じられる業者は限られてしまうのは止むを得ないが、説明会に参加した業者に入札を促すような措置を事前にされたのか。

【回答】 業者に対しては、当該航空機の入札について声掛けを行い応札を検討いた

だけるよう依頼した。

【委員】 予定価格には、国内で就航している他の15機の価格は考慮されたのか。

【回答】 他官庁（A、B）の同型機については、契約時期がいずれも（平成24年度、平成23年度）古く、参考とならないため考慮していない。

また、他官庁（C）の同型機については、搭載する装備・機能が大幅に異なるとともに、契約金額には、機体以外に予備部品、整備用特殊工具、操縦士・整備士の訓練費用等を含んだ一括契約であり、参考とならないため考慮していない

【委員】 過去の利用実績から、座席数などは妥当なものと言えるのか。

【回答】 警視庁では、過去にも離島で発生した地震や火山噴火に際して、任務遂行のための警察官等輸送のほか、島民を緊急輸送（脱出）する際にも当該航空機を使用しており、緊急事態発生時に一度により多くの人員を輸送できる航空機が必要である。

〔案件2〕 車両3種の借入れ単価契約（警視庁）

【委員】 随意契約となった理由について、警備実施計画が直前まで不透明であり公示・入札を行う暇がなかったためとされているが、同様の車種は他の業者でも提供可能だったのではないかと推測される。なぜ最初から契約業者一者に絞ることとなったのか。また、予定価格を業者の下見積価格から見直す余地は本当になかったのか。

【回答】 本件は、極めて短期間で契約手続を求められる中で、過去に同様の車種の借入れ実績がある複数者を選んで見積書の提出を依頼し、契約相手を決定したものであり、最初から契約業者一者に絞ったものではない。契約金額は、業者から提出された見積書の金額が、警視庁の決定した予定価格の範囲内であったことから、当該金額で契約を締結したものである。

なお、下見積価格については、仕様書の要件を満たすために必要な要素を加味して精査した結果と比較し、予定価格として採用したものである。

【委員】 大型、中型の単価については市価と比較し、妥当と思われるが、小型は中型と大きな差がなく、市価に比べ、若干割高に思えるが、価格の検証は何と比較されたのか。

通常レンタカーは、2日目以降の価格は1日目と異なるが、そうなる提示された単価は、市価に比べ割高に感じるが、いかがか。

【回答】 契約業者の下見積書については、通常のレンタカー料金（2日目以降の料金も考慮）に、免責補償料金、車両を借入場所に搬入・搬出するための日数及び人件費等、仕様書の要件を満たすための要素を加味して検証した結果、妥当な金額であると判断し、予定価格として採用した。

〔案件3〕 賃貸借機器撤去作業（2）（情報管理課・会計課）

【委員】 本年7月30日における3回目の契約変更で契約金額が2,000万円増加しているが、これはどのような理由によるものか。

【回答】 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令に伴う作業の中断により、履行期限を延長する契約変更を行ったため、撤去した機器を集積する倉庫の賃借料、作業員の確保にかかる人件費、諸経費が増額したものである。

【委員】 特殊な作業とも思えず、なぜ、応札が少なかったのかご説明をお願いしたい。

【回答】 オリンピック開催に伴う物流の需要増大や作業時期の3月、4月が運送等事業者の繁忙期と重なっており、作業員やトラックなどの車両の確保が困難であるため、入札を辞退したようである。

〔案件4〕 車載用無線機等搭載工事（兵庫県情報通信部）

【委員】 落札率が51.7%ときわめて低くなっている。他の業者の入札金額と比べても契約業者の入札金額は大幅に低くなっている。競争原理が働いたという点では望ましいと思われるが、なぜこれほどまでに低額で済んだのか不思議ではある。なぜ本業者の入札金額は低額だったのか。安全性の面などでの問題はないと考えてよいのか。

【回答】 本件工事の入札価格に関しては、契約業者において「過去の同種作業において実績があり、作業の効率化を図ることが可能。工事内容を精査して算出した価格で、十分に施工可能であると判断して入札価格を算出した。」結果、安価となったものである。

本件工事は、パトカー等に搭載されている警察用無線機を更新するもので、施工台数は多いが、工事内容として建築・土木工事のように重機を操作したり誘導員を配置するなどのものではない。また、過去に施工した公共工事の成績も特に問題は見られなかったことから、本件工事について契約内容に適合した履行がなされないおそれはないと判断し、当該金額で契約を締結した。

【委員】 落札率が51.7%とのことで、そもそも最初の予算設定に問題はなかったのか。

【回答】 本件工事の予定価格に関しては、材料費及び労務費は3者から見積書を徴収して最も安価な金額を採用し、諸経費は警察庁「電気通信設備工事積算基準」により積算した。

入札に参加した他の2者の入札価格は、予定価格に対して83%から84%であることから、予定価格は妥当であり、予算設定に問題はないと思料する。

入札価格に関しては、契約業者において「過去の同種作業において実績があり、作業の効率化を図ることが可能。工事内容を精査して算出した価格で、十分に施工可能であると判断して入札価格を算出した。」結果、安価となったものである。

〔案件5〕 インターネット接続サービス（2-5）（情報管理課・会計課）

【委員】 契約業者は継続契約との理解でよいか。入札参加業者が1者となった理由について、新規業者は人員や経費の面で不利になると判断して辞退したものであると思われるが、そうだとすると新規業者は永久に不利になってしまい、現行業者の契約が続くことになると考えられる。競争原理を働かせるために新規業者を参入させる工夫はできないか。

【回答】 本件は、警察庁オープンネットワークシステムの更新整備に伴い、サーバの設置場所が変わったため、新たに契約したものである。

ただし、更新前の当該システムでも同種の契約を結んでおり、サーバ設置場所への回線の引き込み以外は、仕様が類似しているため、新規の業者は新たに機器の設置等の作業にかかる人員の確保や経費の面から不利と判断して辞退したものであるが、契約に必要な情報はすべて提供しており、そこまでの優位性はないと認識している。

しかし、実際には一者応札であったため、これを改善するための今後の取組みとして、仕様書の見直しを検討するとともに、技術的なノウハウを有すると思料される類似案件の入札参加実績のある業者への声掛けを幅広く行うことにより、新規業者の参入が図られるよう努めていく。

【委員】 契約に必要な情報はすべて提供したとのことだが、情報提供だけで既契約業者の優位性が解消するのか、やや疑問が残る。この点について更に検討していただければと思う。

【回答】 今後の取組みとして、仕様書の見直しを検討するとともに、技術的なノウハウを有すると思料される類似案件の入札参加実績のある業者への声掛けを幅広く行うことにより、新規業者の参入が図られるよう努めてまいりたい。

【委員】 契約概要に、「新規の業者が本件を受注した場合～」との記載があるので、今回の落札会社は当該事業を前回も受注した業者になるのか。

他業者が入札を見合わせた理由が、上記の内容だとすると、そもそも一般競争入札にせず、随意として業者の負担を減らすことで減額の交渉をするというのはいいか。

もしくは、新規業者が参入できるように、汎用的な機器の使用や、仕様書の公開を義務付けてはどうか。

【回答】 本件は、警察庁オープンネットワークシステムの更新整備に伴い、サーバの設置場所が変わったため、新たに契約したものであるが、更新前の当該シ

システムでも同種の契約を結んでおり、今回の契約業者が受注している。

新規の業者は人員の確保や経費の面から不利と判断して辞退したものと思われるが、契約に必要な情報はすべて提供しており、実際にそこまで特定の業者に優位性はないと認識しており、一般競争入札としている。

設置する機器は汎用的な機器で条件を満たし、回線の要件も一般に提供されているものであり、仕様書は政府電子調達システムで公開している。

【委員】 新規事業者が接続サービスを行う場合に、新たに機器の設置や回線の引き込みを行うことが必要となる仕様は合理的なのか。

【回答】 新規事業者と契約した場合、当該事業者が提供可能な仕様要件を満たす回線を新たに引き込むことになり、その回線に応じた設定を行った機器を設置することになるため、仕様は合理的な内容である。

【委員】 応札しなかった事業者に、実際に入札しなかった理由のアンケートをとったのか。

【回答】 応札しなかった事業者に対しては、辞退理由に関するアンケートの提出を依頼しているが、本件で回答があったのは1者だけであった。

【委員】 新規業者が応札することは経済的に不可能であり、今回の入札は、先行施設を落札していた今回の落札者に著しく有利であったもので、不公平な入札と評価されてしまうのではないか。そもそも、先行施設と今回のサービスを一体として仕様を作成するなど、後の調達との関係を考慮した仕様を作成する必要があるのではないか。

【回答】 設置する機器は汎用的なものであり、回線も一般に提供されているものであることから、特定の業者に優位性はない仕様となっている。

〔案件6〕 中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事（埼玉県警察本部）

【委員】 随意契約となった理由について、保秘の徹底が必要であることは理解できるものの、契約率が99.9%と高いのは気になる。契約業者以外に、本装置を提供できる業者は存在しないのか。当該業者以外にはいなかったとしても、より効率的な調達のための努力ができる余地はなかったか。

【回答】 現在、高速道路に対応する本装置を国内で製造しているのは1者と把握している。落札率99.9%については、入札参加予定者からの参考見積も踏まえ積算をしたため、このように高い契約率になったと思われる。

埼玉県の入札システムで公募公告し、併せて埼玉県警察本部6階施設課掲示板にも公告を掲示していたが、今後は埼玉県警察ホームページでも公告し、また、公募期間については、今回12日間確保したが、新規業者参入を見込む点からも今後は公告期間を今回よりも長く設定するように努める。

【委員】 参考見積りはどのように入手したのか。機器が限定されることから入札予定者に見積りを出してもらっているということか。

- 【回答】 貴見のとおり、参考見積は入札参加予定者から提出してもらった。
- 【委員】 入札参加予定者の参考見積以外にも、類似の機器の設置工事などを見積りを参考価格とするなど、予定価格の妥当性を評価する手法を検討していただければと思う。
- 【回答】 類似工事の見積りを参考価格にするような検討はしていないが、今後は特殊な技術の必要な工事部分、不要な工事部分について区分して工事を実施することの可否を検討し、可能であれば技術が不要な部分については、見積りを他業者からも徴取するなど、更なる価格の適正化に努める。
- 【委員】 日本以外の国での製造メーカーはあるのか。
- 【回答】 現在、国外製造メーカーの全国の納入実績はないものである。
- 【委員】 日本国外のメーカーの製品の導入によって競争原理を働かせることはできないのか。日本国外のメーカーの製品を導入しない理由は何か。
- 秘密保持の観点から日本国内の特定メーカーの製品を採用する必要があるという回答である場合、その価格の公正さはどのように検証すべき（あるいは、検証している）なのか。
- 【回答】 現在の仕様は国外・国内メーカー問わず、入札に参入することは可能な仕様となっており、国外メーカーを導入しないといった理由はないが、限られた需要の中で高速道路に対応する機器の開発、参入する新規業者が現れないのが現状である。秘密保持の観点から特定のメーカーを採用しているといった理由はないものである。
- 価格の適正性の検証にあっては、一般道に整備している機器と整備費用に大きな乖離がないか検証する等の手法で今後実施したいと考えている。

委員講評

- 【委員】 調達の対象となる製品や機種を提供できる業者が1者しかない場合など、競争原理が働きにくい事情があることは理解している。ただ、そうした場合でも価格引き下げ交渉などによって効率的な調達を図る工夫をしていただくようお願いしたい。また、納入実績のある業者、既契約業者が有利になる場合がしばしば見られる。新規参入業者が不利にならないような工夫を引き続きお願いしたい。
- 【委員】 汎用品等で理論的には、新規参入が可能であったとしても、見積工数が多いなどで、既存業者に有利性がある場合などは、更新投資の間は随意契約として、業者の負担を減らすなどして減額の余地を探るなど、これまでの発想とは異なる対応の検討も必要かと思われる。公平性の確保はもちろん重要ではあるが、形骸化しては効果が薄くなってしまうので、調達内容を十分に吟味して、結果として価格を抑えることができるような努力をお願いしたい。
- 【委員】 抽出案件に関する事情は理解できた。今後も、1者入札等、競争入札が適切に行われたのか疑念を生ずるおそれのある案件については、引き続き事後

的な審査の対象となることが想定されるので、その経緯の正確な記録に努めていただきたい。また、随意契約を実施する案件については、価格の適正さを多角的な観点からご検討の上、その記録を事後的な検証にご提供いただくとともに、可能であれば、公共事業の実施方法自体を見直し、価格競争力のある製品を用いて実施する工夫ができないかをご検討いただきたい。